

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の 設定期間延長承認申請書（旧震災特例法 20）										※整理番号						
税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿										納 税 地		〒				
										(フリガナ)						
										法 人 名 等						
										法 人 番 号						
										(フリガナ)						
										代 表 者 氏 名						
										代 表 者 住 所		〒				
事 業 種 目										業						
所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和6年旧震災特例法」といいます。）第20条第1項の規定による特定の資産 の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記																
申請時の令和6年旧震災特例法第20条第4項第1号に規定する特別勘定の金額										円						
取得しようとする買換資産の内容	種 類															
	構 造															
	規 模															
	価 額		円				円				円					
	所 在 地															
買 換 資 産 の 取 得 予 定 年 月 日			. .				. .				. .					
認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日			. .				. .				. .					
(設定期間の延長を必要とする理由)																
(その他参考となるべき事項)																
税 理 士 署 名																
※税務署 処理欄	部 門		決 算 期		業 種 番号		番 号		整 理 簿		備 考		通 信 日付印	年 月 日	確 認	

（規格 A 4）

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間 延長承認申請書（旧震災特例法 20）の記載要領等

- 1 この申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）第 19 条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和 6 年旧震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 23 条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和 2 年旧震災特例法」といいます。）第 28 条第 1 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、やむを得ない事情によってその特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請するときに必要事項を記載して提出してください。
- 2 この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に提出する必要があります。
なお、この期間内に提出しなかった場合であっても、やむを得ない事情が生じたため、当該 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難であることとなったときには、当該事情が生じた日から 2 月以内に限りこの申請をすることができます。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった令和 6 年旧震災特例法第 19 条第 1 項又は令和 2 年旧震災特例法第 27 条第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 中段の本文欄について、連結事業年度において設けた特別勘定についてこの申請書を提出する場合は、「所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）第 19 条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 20 条第 1 項」を「令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 1 項」と読み替えてください。
 - (2) 「申請時の令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 4 項第 1 号に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。
なお、この申請書を提出する場合は、当欄を「申請時の令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 5 項第 1 号に規定する特別勘定の金額」欄と読み替えて記載してください。
 - (3) 「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合にはその所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
 - (4) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。
 - (5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。